


<p style="text-align: center;">岡山県公報</p>		目次	
		発行 岡山県	
<p style="text-align: center;"></p>		目次	
		担当課（室）	
<p>○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）</p> <p>○ 岡山県災害対策本部規程の一部改正 【合同訓令】 （県例規集登載）</p> <p>○ 医療に係る療育の給付に要する費用のうち本人及びその扶養義務者から徴収する費用の額の基準の一部改正 【告示】 （県例規集登載）</p> <p>○ 救急病院の指定</p> <p>○ 岡山県立森林公園の開園日 【公告】</p> <p>○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請</p> <p>○ 土地改良区役員の就任届</p> <p>○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催</p> <p>○ ”</p>	<p>税務課</p> <p>危機管理課</p> <p>医薬安全課</p> <p>医療推進課</p> <p>林政課</p> <p>県民生活交通課</p> <p>耕地課</p> <p>都市計画課</p> <p>”</p>	<p>○ ” ” ” ” ” ”</p> <p>○ 不在者投票を行うことができる施設の指 【選挙管理委員会】 定の一部改正 （県例規集登載）</p>	<p>選挙管理委員会</p> <p>” ” ” ” ” ”</p> <p>担当課（室）</p>

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県訓令

岡山県企業訓令

◎岡山県教育委員会訓令 第一号

岡山県警察訓令

岡山県警察訓令

岡山県災害対策本部規程

平成二十九年四月十八日

昭和五十七年
岡山県訓令
岡山県企業訓令
岡山県教育委員会訓令
岡山県警察訓令
第二号

の一部を次のように改正する。

別表第一中

子ども未来班
子ども未来課長
子ども未来課員

を

子ども未来班	子ども家庭班
子ども未来課長	子ども家庭課長
子ども未来課員	子ども家庭課員

に

岡山県知事 伊原 隆太
岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄
岡山県教育委員会 西郷 正実

庁長官 中野 一
出先 業務 機関
企業 警察 本部
教育局 警察本部

子ども未来班	1 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設に限る。）
--------	---------------------------------------

子ども未来班	1 児童対策の総合調整に関すること。 2 婦人保護施設及び児童福祉施設の被害状況の取りまとめに関すること。
--------	--

- 1 大気、水質等の監視及び測定に関すること。
- 2 環境中の放射線量の測定に関すること。
- 3 感染症の検査に関すること。

- に、
- | |
|---|
| 1 災害時におけるばい煙、有害ガス、有害物質等の汚染調査に関すること。
2 被災地における放射性物質の線量調査に関すること。 |
|---|

別表第二中「新聞その他」を「新聞等」に、「災害写真の撮影、現地録音の実施その他災害に関する」を「災害に係る」に、「下水道の終末処理場及び浄化槽の管理」を「の処理」

内部事務班	内部事務課長	内部事務課員
会計班	会計課長	会計課員

会計班	会計課長	会計課員
-----	------	------

を

に、

を

に改める。

を

	の被害状況の取りまとめに関すること。
子ども家庭班	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童対策の総合調整に関すること。 2 婦人保護施設及び児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。）の被害状況の取りまとめに関すること。

に、「技術指導」を「及び技術指導」に、「津波、高潮等」を「雨水出水、

津波及び高潮に対する」に、「被害建築物」を「被災建築物」に、

会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に係る国費及び県費の出納に関すること。 2 災害見舞金の受領保管に関すること。
-----	--

を

会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に係る国費及び県費の出納に関すること。 2 災害見舞金の受領及び保管に関すること。
内部事務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 他班の応援

に、「見分及び検視」を「検視、身元の確認等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百五十二号

医療に係る療育の給付に要する費用のうち本人及びその扶養義務者から徴収する費用の額の基準（平成二十五年岡山県告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表の欄から②のうち「第2項及び第6項」や「第2項, 第6項及び第24項」並びに「第41条の19の4第1項及び第3項並びに」や「第41条の19の4第1項及び第3項,」並びに「附則第12条」や「附則第12条, 所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項, 第77条第1項及び第2項, 第80条, 第81条並びに第82条第1項」並びに「第5条の4の2第5項」や「第5条の4の2第6項」に添える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百五十三号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十九年四月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 岡山中央病院

所在地 岡山市北区伊島北町六一三

二 有効期限

平成三十二年四月三十日

附 則

この告示は、平成二十九年五月一日から施行する。

◎岡山県告示第二百五十四号

岡山県立森林公園条例施行規則（昭和五十年岡山県規則第四十六号）第三条第一項の規定により、岡山県立森林公園の平成二十九年の開園日を同年四月二十五日とする。

平成二十九年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

〔二二四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年四月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いっすんほうし

三 代表者の氏名

宇野 泰弘

四 主たる事務所の所在地

倉敷市寿町七番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児、児童、身体障害者、知的障害者、高齢者すべての人々が共に健やかに暮らせる為に支援事業を行い社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔二二五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の就任の届出があつた。

平成二十九年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

里山田土地改良区

二 就任役員

就任役員

氏 名

池田 圭佑

住 所

小田郡矢掛町里山田一七七四―一

理事監

事の別

理事

〔二二六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十九年四月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十九年六月一日午前十時三十分から

二 開催場所

都窪郡早島町前潟三六〇番地一 早島町役場二階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十九年五月八日から同月二十二日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は早島町建設農林課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十九年五月八日から同月二十二日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び早島町建設農林課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）又は早島町建設農林課（都窪郡早島町前潟三六〇番地一 電話〇八六一四八二―〇六一四）

別紙様式

意見書

平成29年4月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔一二七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十九年四月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十九年六月一日午後二時三十分から

二 開催場所

玉野市宇野一丁目二七番一号 玉野市役所三階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十九年五月八日から同月二十二日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は玉野市建設部都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十九年五月八日から同月二十二日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び玉野市建設部都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）又は玉野市建設部都市計画課（玉野市宇野一丁目二七番一号 電話〇八六三一三二一五五三八）

別紙様式

意見書

平成29年4月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭かいりょうに記載すること。

〔二二八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十九年四月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十九年六月二日午前十時三十分から

二 開催場所

倉敷市白楽町四二四番地 倉敷雨水貯留センター四階会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十九年五月八日から同月二十二日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は倉敷市建設局都市計画部都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画区域の区域区分及び臨港地区の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係図書を平成二十九年五月八日から同月二十二日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）又は倉敷市建設局都市計画部都市計画課（倉敷市西中新田六四〇番地 電話〇八六一四二六―三四五五）

別紙様式（その1）

意見書

平成29年4月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭かいりょうに記載すること。

(その2)

意見書

平成29年4月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の臨港地区の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由 (別紙)

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭かいりょうに記載すること。

〔二二九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十九年四月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十九年六月二日午後二時三十分から

二 開催場所

浅口市鴨方町六条院中三〇五〇番地 浅口市役所三階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十九年五月八日から同月二十二日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は浅口市産業建設部まちづくり課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十九年五月八日から同月二十二日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）又は浅口市産業建設部まちづくり課（浅口市鴨方町六条院中三〇五〇番地 電話〇八六五一四四一九〇四四）

別紙様式

意見書

平成29年4月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭かいりょうに記載すること。

〔一三〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十九年四月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十九年六月五日午前十時三十分から

二 開催場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十九年五月八日から同月二十二日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は岡山市都市整備局都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十九年五月八日から同月二十二日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び岡山市都市整備局都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）又は岡山市都市整備局都市計画課（岡山市北区大供一丁目一番一号 電話〇八六一八〇三一―一三七二）

別紙様式

意見書

平成29年4月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭かいりょうに記載すること。

〔一三一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十九年四月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十九年六月五日午後二時三十分から

二 開催場所

赤磐市下市三四番地 赤磐市役所二階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十九年五月八日から同月二十二日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は赤磐市建設事業部都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係図書を平成二十九年五月八日から同月二十二日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び赤磐市建設事業部都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）又は赤磐市建設事業部都市計画課（赤磐市下市三四番地 電話〇八六一九五五一四八五）

別紙様式

意見書

平成29年4月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭かいりょうに記載すること。

〔一三二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十九年四月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十九年六月六日午後二時三十分から

二 開催場所

総社市中央一丁目一番一号 総社市役所西庁舎三階三〇一会議室（西）

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十九年五月八日から同月二十二日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は総社市建設部都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係図書を平成二十九年五月八日から同月二十二日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び総社市建設部都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）又は総社市建設部都市計画課（総社市中央一丁目一番一号 電話〇八六六一九二一八三〇二）

別紙様式

意見書

平成29年4月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭かいりょうに記載すること。

◎岡山県選管告示第二十二号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月三日から適用する。

平成二十九年四月十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表老人ホームの項中

特別養護老人ホーム十字園	真庭市下河内二二七五
真庭市養護老人ホームささぶき苑	真庭市目木一七一〇
特別養護老人ホーム十字園	真庭市下河内二二七五
美作特別養護老人ホームやすらぎ荘	美作市古町一七〇七―三
養護老人ホーム百楽苑	真庭市草加部一七二〇―二
美作特別養護老人ホームやすらぎ荘	美作市古町一七〇七―三

を
に、
を
に改める。